# 刑弁でGO! 第68回

事例報告

## 逆転無罪事例報告　責任能力を争う否認事件

刑事弁護委員会委員　山本　衛（64期）
理事者付嘱託（刑事弁護担当）　前田　領（60期）

## 第1　はじめに

本件は，依頼人が弟と祖母を殺害したとされる殺人事件である。第一審では，検察官と弁護人との間で心神耗弱が争いなく，懲役8年の判決が宣告されていた。

控訴審において，千葉県弁護士会の菅野亮弁護士とともに当職らが受任し，弁護人となった。

## 第2　原審記録の検討と疑問

### 1　原審記録の検討

原判決はおおむね以下のような判示をしていた。被告人は大学卒業後，家で引きこもりのような生活をしていたが，弟が自分を名指しで「死ね」と言っていたことから「弟に殺される」旨の妄想を抱いていた（①妄想）。また，それに先立ち「祖母が悪魔であり，悪魔の目的を打ち砕くために自分が天界から遣わされた」旨の妄想を抱えていた（②妄想）。その後，弟を殺し，祖母の他その余の家族もすべて殺して自殺をするとの計画を抱き，逡巡を重ねていた。事件直前，かねてから介護していた祖父の体調が急激に悪化したため，介護の負担が増大し，自らのニート生活の維持が難しくなると考え，かねてからの計画を実行に移すこととし，弟と祖母を多数回刺して殺害するに至った。

鑑定書及び鑑定人証言は，おおむね次のような判断をしていた。被告人は，妄想型統合失調症と広汎性発達障害と診断できる。①妄想は当時の体験を根拠とした妄想（二次妄想），②妄想は突然発生した妄想（一次妄想）であるが，後者の影響は小さく，本件の原因は①妄想及び介護から逃れたいとの動機であって了解可能であり，妄想が事件に与えた影響は大きくなかった。犯行態様が何度も冷静に刺すというものだったのは，発達障害に基づく強迫的な思い（依頼人には普段から強迫症状があった）や完璧主義が影響していた。

心神耗弱に争いがなく，被告人には懲役8年が宣告されていた。

### 2　疑問

しかし，多数の疑問が感じられた。

(1)　まず素朴に，心神耗弱という結論はこの事件において妥当なのかという疑問が生じた。弟を100カ所以上，祖母に60カ所以上の刺し傷を負わせ，その刺し傷は枢要部および眼球付近に集中するという異常な態様であった。また，悪魔よけの結界を部屋に準備したり，犯行直前に神社にお参りするなどといった行動も異常であった。祖父の介護を逃れたいなら祖父を殺せばよく，動機の了解可能性についての判断も当を得ないように思われた。

(2)　さらに具体的な診断を見ていくと，発達障害の診断は正しいのかという疑問が生じた。広汎性発達障害を診断する鑑定医の診断根拠は乏しい（強迫症状などは統合失調症でも説明できる）ように思われたし，幼少期の問題などの検討必須な事項について検討がなされていないように思われた。

(3) そして，統合失調症の影響に関する診断は正しいのかという疑問である。同一人が抱える上記①②妄想を分断して別々に影響を論ずることが妥当とは思われなかったし，事件当時，被告人の生活能力は著しく減退していたことが記録から窺われたため，統合失調症は事件当時悪化していたと考えられた。何より，(1)で述べた犯行態様等の異常さは，統合失調症に基づく妄想の強い影響を示しているように思われた。

## 3 控訴趣意書提出に向けた弁護活動

**(1) 精神科医への事情聴取**

まず，発達障害や統合失調症の診断の正当性について，専門家に意見を聞いた。原審の鑑定医と同じ病院に所属して依頼人を診ていた医師も，改めて意見を聞いた第三者の精神科医も，そろって広汎性発達障害の診断に疑問を呈した。2人の専門家に依頼し，意見書を書いてもらった。

**(2) 生活状況の調査**

まず依頼人の生活状況を調査するべく，父母に話を聞いた。依頼人の生活状況について，子供の頃は問題がなかったが事件前には悪化していた様子が聞き取れた。話を陳述書として保全し，さらにその話の内容に基づいて，小中学校の通知票などの記録を取り寄せた。通知票などの資料からは，依頼人がきちんと周りの人とコミュニケーションを取れる少年だったことが窺われた。

**(3) 妄想に関する証拠収集**

そして，妄想の影響を示す資料を集めた。原審で開示された記録を再検討し，必要な資料を証拠化した。実際に依頼人の自宅に赴き，依頼人が作っていた結界を撮影して証拠化した。

**(4) 控訴趣意書の作成**

これらの資料をもとに，控訴趣意書を作成した。ケースセオリーの根幹としては「依頼人は発達障害ではない。統合失調症を発症して①②妄想を抱き，一体となって妄想体系が形成され，その症状は日に日に悪化していった。妄想が，弟や悪魔である祖母を殺すという思いを生んでいたところ，事件直前に祖父の容態が変化したことによるストレスにより妄想が刺激され，本件に至った」というものを想定した。これをもとに，原審鑑定人証言の批判や，依頼人が心神喪失と認定されるべきことを論じた。

## 4 公判の展開

裁判所も，弁護人の控訴趣意に興味を持ったようであった。

弁護人の事実取調請求の多くを採用し，原審の鑑定医（検察側）と，鑑定医と同じ病院に所属する精神科医（弁護側）の証人尋問が行われることとなった。

原審では心神耗弱に争いがなかったため，原審弁護人が有効な反対尋問を行えていなかった。控訴審における鑑定医の証人尋問では，ケースセオリーに基づいて反対尋問を行い，鑑定医を弾劾することに成功した。

## 5 判決と所感

控訴審裁判所は控訴趣意書の論旨を容れ，原判決を破棄して無罪を言い渡した。判決内容は，ほぼこちらのケースセオリーに沿った内容であった。

この事件は，精神鑑定の内容に踏み込んで争い，これが成功した事件である。ともすれば，われわれ法律家も，専門家の意見を妄信し，それを前提にした弁護活動に甘んじてしまいがちである。法律家が精神鑑定の問題を発見し，責任能力を正しく争うには，責任能力論に関する知識はもちろんのこと，精神医学についても可能な限りの知識を持っていることが必要不可欠であると感じた次第であった。